

## 4月1日から「家庭ごみ」の収集日程が変わります

4月1日から家庭ごみの収集日程が次のとおり変わります。

なお、地区により収集日が異なりますので、詳しくは「平成18年度ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

○古紙類(古新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック類) ※1月～3月は冬期間のため収集しません。

地区	変更前	変更後
千畑地区	月2回収集(専用ステーションによる収集のみ)	月1回収集(各行政区の集積所による収集)
六郷地区	月1回収集(各町内会で指定した場所による収集)	収集日を含め変更はありません
仙南地区	月2回収集(各行政区の集積所による収集)	月1回収集(各行政区の集積所による収集)

上記のほかに千畑地区(千屋地区・畑屋地区の各1カ所)と、仙南地区(役場仙南庁舎前)にある古紙専用ステーションは、これまでどおり4月～12月の期間中はいつでもご利用できます。

なお、古紙専用ステーションはどの地区の方もご利用できます。

○もやせるごみ、もやせないごみ、ビン類・缶類・ペットボトル類

美郷町全域でこれまでと同じ日程(収集曜日を含む)で実施します。

○家庭系粗大ごみ(指定袋に入らないもの)

美郷町全域で年5回(4月・5月・6月・8月・10月)を収集月として実施します。

※それぞれの収集日については、「平成18年度ごみ収集カレンダー」をご覧ください。



役場(千畑庁舎)住民生活課 環境班 ☎0187-84-4903(内線2143)

## 出稼ぎから帰郷された皆さんへ

○雇用保険特例一時金(失業保険)の受付方法について

昨年から、役場で「出稼労働者台帳」の交付を受ける必要がなくなりました。

出稼ぎを終えて帰郷されましたら、直接ハローワーク大曲で手続きされるようお願いいたします。

受付日 ●月曜日から金曜日(祝祭日を除く)

受付時間 ●午後1時30分(15分前までに会場においでください。求職申込書等の記入があります。)

受付会場 ●ハローワーク大曲(大曲公共職業安定所) 大仙市大曲住吉町33-3 ☎0187-63-0335

※期間によって会場が異なりますのでご注意ください。

- ・4月14日(金)まで 本館2階
- ・4月17日(月)～5月12日(金) 別館1階
- ・5月15日(月)から 本館2階

必要書類 ● 離職票-1(振込口座が未登録の場合、金融機関で証明を受けてきてもらうか、本人名義の通帳をご持参ください)

- ・離職票-2
- ・求職申込書(ハローワークで用紙の配布を受けて記入してください)
- ・印かん(スタンプ式でない朱肉を使う印かん)
- ・筆記用具(ボールペンなど)

○国民健康保険について

出稼ぎを終えて帰郷し、事業所の健康保険をやめた方は、最寄りの役場各庁舎の総合サービス課で手続きを行ってください。

必要なもの ●健康保険資格喪失証明書(事業所で記入)、印かん



役場(六郷庁舎)商工観光課 商工班 ☎0187-84-4909(内線1103、1105)

## 新規に創業する方に対し国から助成金が支給されます

— 18年4月1日から新規に創業する事業主 —

### 【支給対象となる事業】

次の事業(一例を掲示)を行うために設立された法人または開業した個人

対象となる事業名	具体的な業種の例示
個人・家庭向けサービス	クリーニング業、冠婚葬祭業、美容業など
企業・団体向けサービス	人材派遣業、警備業、情報処理サポート業など
住宅関連サービス	不動産仲介・売買業、住宅リフォーム業など
高齢者ケアサービス	在宅介護サービス業、福祉用具リース業など
町が指定する分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品製造業(漬物製造販売、豆腐製造販売など)</li> <li>・飲食料品小売業(弁当、米販売など)</li> <li>・一般飲食店(食堂、レストランなど)</li> </ul>

### 【支給対象となる事業主】

受給できるのは、次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業の事業主です。

(1) 次の①から③の条件を満たす労働者を2人以上雇用している事業主であること。

- ① 雇用保険の一般被保険者で雇入れ日現在で65歳未満の者
- ② 法人等の設立の日から1年6カ月以内に雇い入れられた者
- ③ 雇入れから3カ月以上経過した者

(2) 法人の設立または事業の開業後6カ月以内に事業計画書を提出し、認定を受けた事業主であること。

### 【支給金額】

#### 1. 新規創業支援金

法人等の設立の日から6カ月以内に支払った別表1に該当する経費の合計額に2分の1を乗じた額が支給されます。ただし、雇用者の雇入れ状況に応じて上限額が別表2のとおりとなります。

#### 別表1(該当する対象経費)

該当する対象経費	対象経費の具体的な例示
設備・運営経費	事業所の工事費、設備・備品、事務所借料、広告宣伝費など
開業に関する事業計画作成費	経営コンサルタントの相談経費、法人設立の登記又は開業に関する開業等届書の作成等の代行費用など
職業能力開発経費	事業を運営するための従業員等に対する教育訓練経費

#### 別表2(上限額)

		雇用調整方针对象者等の雇入れ	
		ある	ない
創業支援対象労働者のうち、非自発的離職者の雇入れ	3人以上	500万円(300万円)	400万円(200万円)
	2人以下	400万円(200万円)	350万円(150万円)

※( )の金額は、雇入れ人数が5人未満の場合の上限額

※非自発的離職者とは、解雇、定年などによる離職者

※雇用調整方针对象者等とは、事業主が不良債権処理にともない公共職業安定所に届け出た者など。

#### 2. 雇入れ奨励金

非自発的離職者 一人につき	30万円	100人分が限度
短時間労働被保険者 一人につき	15万円	



(社)秋田県雇用開発協会 秋田市山王3-1-7 東カンビル内 ☎018-863-4805  
 役場(六郷庁舎)商工観光課 商工班 ☎0187-84-4909